

**沖縄県最低賃金が改正されました
必ずチェック最低賃金！使用者
も、労働者も！**

企業立地雇用推進課

☎965-5611

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。沖縄県地域別最低賃金は次のとおりです。

時間額642円（発効日平成22年11月5日）

※特定の産業には、特定（産業別）最低賃金が定められています。最低賃金に関するお問い合わせは沖縄労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

沖縄労働局労働基準部賃金室

☎8088-3421

自動車保険無料相談について

市民生活課

☎973-5487

近時、交通事故の態様も複雑化して、その解決にお困りの方、専門スタッフによる自動車損害賠償責任保険並びに任意自動車保険の請求について、無料でご相談をお受けしております。

【相談日】月曜日～金曜日（祝日を除く）

午前9時～正午・午後1時～午後5時
※来訪される場合、事前にご連絡ください。

【弁護士相談日】毎月第3金曜日

午後1時～午後4時（予約制・要面談）

【相談場所】那覇市久米2-2-20

（大同火災久米ビル9階）

沖縄自動車保険請求相談センター

☎8088-8950

年末年始の交通安全県民運動実施！

市民生活課

☎973-5487

「～契り～ 飲酒運転しない契りを交わしてください 大切な人～」をス

ローガンに年末年始の交通安全県民運動が平成22年12月21日（火）より平成23年1月4日（火）までの15日間実施されます。

※高齢者の関係する交通事故が増加しています。急がず・焦らず・譲り合いの心で、交通ルールとマナーを守り、明るく交通事故のない新年を！！
うるま市交通安全推進協議会

年末・年始の家庭ごみの収集及びし尿汲み取り等について

環境課

☎973-5594

■ごみ

- 年末は12月31日（金）まで収集します。
- 年始は1月4日（火）から収集します。
- 個人搬入は12月31日（金）午後3時まで搬入出来ます。搬入許可証の交付を市役所環境課で12月27日（月）までに申請を行ってください。
- ※事業所ごみについては、各許可業者へお問い合わせください。

■し尿

●具志川・与那城・勝連地域は、年末

- 12月30日（木）まで汲取りします。
- 年始は1月4日（火）から汲取りします。
- 石川地区は、年末は12月29日（水）まで、年始は1月4日（火）から汲取りします。

※12月末にかけては、混み合いますので早めの清掃依頼をお願いします。
■混ぜればごみ！！分ければ資源！！
●ごみは朝8時まで分別して出してください。

- パソコンの収集はできません。
- 各メーカーへお問い合わせください。
- 多量ごみは自己搬入してください。
- 自己搬入の際は、搬入許可証が必要です。事前に環境課へお問い合わせください。

